

**令和6年度 神戸市災害時物資供給マニュアル改定等支援業務
公募型プロポーザル実施要領**

1 業務内容に関する事項

- (1) 業務名称
令和6年度 神戸市災害時物資供給マニュアル改定等支援業務
- (2) 業務内容
別添、特記仕様書のとおり
- (3) 事業規模
金額 3,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。
- (4) 契約期間
契約締結日の翌日から令和7年3月31日
- (5) 履行場所
神戸市役所ほか本市が指定する場所

2 契約に関する事項

- (1) 契約の方法
神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。なお、契約の締結に際し、万一、提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。
- (2) 委託料の支払い
業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払う。
- (3) その他
契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

3 参加資格等

次に掲げる条件のすべてに該当すること

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること
- (2) 令和5・6年度神戸市入札参加資格（工事請負または物品等）を有すること。または令和5・6年度神戸市入札参加資格（工事請負または物品等）を申請中であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き又は、再生手続きを行っている者でないこと。
- (4) 提案時において、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条に基づく、除外措置を受けていないこと。
- (6) 所得税又は法人税、消費税及び地方消費税、県税、市県民税等、これらの税金を滞納していないこと。

4 スケジュール

- | | |
|---------------------|-------------------|
| (1) 募集開始 | 令和6年4月1日 |
| (2) 参加申請関係書類の提出期限 | 令和6年4月15日14時 |
| (3) 参加資格決定通知 | 令和6年4月17日（提出順に随時） |
| (4) 仕様内容等に関する質問受付締切 | 令和6年4月22日14時 |
| (5) 質問に対する回答 | 令和6年4月26日 |
| (6) 提案書提出期限 | 令和6年5月17日14時 |
| (7) 選定結果通知 | 令和6年5月29日 |
| (8) 契約締結・事業開始 | 令和6年6月上旬 |
| (9) 事業完了 | 令和7年3月31日 |

5 応募手続き等に関する事項

(1) 参加申請手続き及び参加資格決定通知

ア 受付期間

令和6年4月1日（月）から4月15日（月）14時まで

イ 提出先

神戸市危機管理室 計画担当

電子メール：kiki_keikaku_2@office.city.kobe.lg.jp

ウ 提出方法

電子メールにて上記アドレスに提出のこと。

電子メールの件名は、

「神戸市災害時物資供給マニュアル改定等支援業務：参加申込（事業者名）」
とすること。

送付後、本市より一開庁日以内に入札参加申請を受領した旨の返信を行うため、返信がない場合は7（2）に記載の連絡先へ確認すること。

エ 提出書類

①（様式1）「参加申込兼資格確認申請書」

②「神戸市物品等競争入札参加資格認定通知書」の写し（参加資格申請時点で入札参加資格申請中の場合には申請書の写し。ただし、参加資格取得後速やかに認定通知書の写しを提出すること）

※電子入札用ID及びパスワードについては見えないように加工すること

③（様式2）「委任状」（代表者以外の者が申請する場合のみ）

④（様式3）「資本関係・人的関係調書」

⑤（様式4）「秘密保持誓約書」

オ 参加資格決定通知

令和6年4月17日（水）までに電子メールにより随時通知する。

(2) 資料配布

ア 配布期間

令和6年4月1日（月）から令和6年4月17日（水）17時30分まで

イ 配布方法

参加資格決定通知に併せて、電子メールにて送付する。

ウ 配布資料内容

①神戸市災害時物資供給マニュアル改定等支援業務 特記仕様書

②提案評価基準表兼記載項目対応表

③見積書（参考様式）

(3) 質問の受付

ア 受付期間

令和6年4月22日（月）14時まで

イ 提出先

神戸市危機管理室 計画担当

電子メール：kiki_keikaku_2@office.city.kobe.lg.jp

ウ 提出方法

「質問票」に記載し、電子メールにて上記アドレスに提出すること。

電子メールの件名は、

「神戸市災害時物資供給マニュアル改定等支援業務：質問票（事業者名）」
とすること。

エ 回答方法

質問受付後、令和6年4月26日（金）までに、事業者が特定できる情報を除いた質問の要旨とそれに対する本市の回答を電子メールにて随時参加予定者全員に回答する。

- (4) 提案書の提出
- ア 提案書
提案書はA4判5ページ以内とし、以下の内容を記載すること。
 - ① 事業者所在地等の企業概要、本業務の遂行に係る実施能力と根拠
 - ② 本業務に対する考え方や実施手法等の具体的な企画提案
 - イ 提案評価基準表兼記載項目対応表
提案書及び機能要件対応表に記載した事項に対応する頁番号を記載すること。
 - ウ 見積書
本業務の実施項目ごとに内訳金額が確認できる見積書を提出すること。
なお、様式については各社の見積様式による提出も可とする。
 - エ 提出先
神戸市危機管理室 計画担当
電子メール：kiki_keikaku_2@office.city.kobe.lg.jp
 - オ 提出方法
電子メールにて上記アドレスに提出すること。
電子メールの件名は、
「神戸市災害時物資供給マニュアル改定等支援業務：提案書提出（事業者名）」
とすること。送付後、7（2）に記載の連絡先へ受信確認の連絡をすること。
 - カ 受付期限
令和6年5月17日（金）14時まで
- (5) 入札参加者の複数提案の禁止
入札参加者は、1つの提案しか行うことはできない。
- (6) 費用負担
提案書等提出に要した費用は、すべて入札参加者の負担とする。
- (7) 提案書の取り扱い
- ア 市は、入札参加者から提出された提案書等を提案審査以外の目的で、入札参加者に無断で使用しない。
 - イ 受付期限後は、提出された提案書等の変更、差し替え又は再提出は認めない。
 - ウ すべての提案書は返却しない。
 - エ 本市は、契約者決定後、これらの書類を神戸市情報公開条例に基づき、同条例で非公開とされるものを除き、公開することがある。
- (8) 提案書の記載における留意事項
- ア 提案書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
 - イ 提示金額は、当該業務に係る経費の全てを見積もること。

6 選定に関する事項

- (1) 選定基準
- 提出された提案書及び見積書等を基に、技術点を80%、価格点を10%、地元加算を10%とする各審査員100点制として、公平かつ客観的な審査を行い、審査員5名の総計得点から契約事業者を選定する。なお、神戸市を本社とする事業者については、各審査員10点の加点を行い、神戸市に支社、支店等を置く事業者については、各審査員5点の加点を行う。
- 総計得点と同点の場合は、「技術点」の得点合計にて決定し、さらに同点が続けば、「①提案力②業務理解③実効性④業務体制」の優先順位で、各項目の得点から決定する。
- また、契約候補者に求められる最低基準点は総計得点250点とし、本点数を下回った場合は失格とする。
- (2) 選定方法
- 提出された提案書及び見積書等の審査は、令和6年度神戸市災害時物資供給マニュアル改定等支援業務選定委員会が選定基準に従い書面審査を行う。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、Eメールにて全ての参加者に通知する。

7 その他

(1) 苦情申し立てについて

本案件の応募手続きにおける参加失格その他の手続きに関して、神戸市契約規則もしくは本実施要領のいずれかの規定に反する形で調達が行われたと判断する場合には、調達手続きのいずれの段階にあっても、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に、神戸市危機管理室計画担当に対して、苦情を申し立てることができる。

(2) 提出先、問い合わせ先

〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1

神戸市危機管理室 担当：蔵元・道上（電話番号 078-322-6236）

Eメール：kiki_keikaku_2@office.city.kobe.lg.jp